

公益活動事業補助金制度と協働事業提案制度の比較

	公益活動事業補助金制度	協働事業提案制度
趣旨	公益活動団体の活動に補助金を交付することで、団体の自立的な発展を支援するための制度	公益活動団体が市と協働して行いたい事業を提案できる制度
対象団体	特定非営利活動促進法に規定する17分野の活動を行う公益活動団体で、次のいずれの要件にも該当するものとする。 (1) 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること。 (2) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。 (3) 団体の構成員が5人以上であること。	同左
対象事業	特定非営利活動促進法に規定する17分野に関連する事業で、次のいずれの要件にも該当するものとする。 (1) 補助対象団体が自らその事業を実施すること。 (2) 市内全域を対象に行われる事業で特定の地域のみを対象としないこと。 (3) 会員相互の共益又は親睦のみの活動でないこと。 (4) 補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金（補助金を受けていなくてもその制度の対象となるものも含む）を受けていないこと。 (5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。	特定非営利活動促進法に規定する17分野に関連する事業で、次の各号のいずれの要件にも該当すること。 (1) 提案した団体が自らその事業を実施すること。 (2) 協働の役割分担が明確であること。 (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていないこと。 ・提案することができる事業内容は、次の各号に掲げる区分に応じた事業とする。 (1) 団体の自由な発想により提案を行う事業（市民提案型） (2) 市が提示したテーマ（概要）に基づき団体が具体的な提案を行う事業（行政提案型）
補助率	補助対象経費の2分の1以内 ①初動支援コース（限度額10万円） ②自主事業支援コース（限度額50万円）	事業の形態は特定せず、提案団体と市担当部署が協議し合意した事業について予算化した上で実施する。
申請要件	単年度で完結する事業で、1の団体が1の年度内に1の事業の申請 ①初動支援コース ・これから公益活動に取り組もうとしている団体（設立して5年以内の団体） ・2回まで申請可能、別事業でも可 ②自主事業支援コース ・公益活動を1年以上継続している団体 ・事業が異なれば申請回数に制限なし（ただし、1事業2回まで） ※複数回申請の場合でも、毎年度申請、審査、決定、評価	単年度で完結する事業で、1の団体が1の年度内に1の事業の申請（複数団体の共同提案可） ※申請回数に制限はないが、毎年度申請、審査、決定、評価を行う。
審査	申請団体からの公開プレゼンテーションをもとに、市民協働推進会議が審査を行う。	同左
事業決定	市民協働推進会議からの答申（審査結果）に基づき、市長が補助対象事業を決定する。	市民協働推進会議からの答申（審査結果）に基づき、市長が協働事業として成案化に向け協議する提案を決定する。 ※提案団体と市担当部署が協議し合意すれば、議会の予算承認を経た後、協定を締結し翌年度に事業を実施する。
事業評価	実施団体からの事業報告をもとに、市民協働推進会議が評価を行う。	同左